

令和5年度 第2回練馬区いじめ等対応支援チーム連絡協議会

開会年月日 令和6年3月11日（金）

場 所 オンライン開催

出席者	教育委員会	委員長	堀 和夫
	学識経験者	副委員長	嶋崎 政男
	心理教育相談員	委員	戸張 美佳
	幼稚園長会	委員	檀原 雅恵
	校長会	委員	小高 敏男
	同	委員	竹内 勝己
	学校生活指導担当教職員	委員	古賀 旭
	保護者代表	委員	入江 広基
	教育委員会	委員	三浦 康彰
	同	委員	山本 浩司
	同	委員	風間 浩也
	同	委員	村瀬 美紀
	同	事務局	小倉 哲治
	同	事務局	四ツ目理恵
	同	事務局	市川 朋基
	同	事務局	石村謙太郎
	同	事務局	廣瀬 美香

令和6年3月11日

**【堀委員長】**

年度末のお忙しい中、御出席をいただき、ありがとうございます。令和5年度第2回いじめ等対応支援チーム連絡協議会を始めさせていただきます。

今回、初めての試みだがリモートで開催させていただく。忌憚のない御意見を頂戴できればと思っている。

**【副参事】**

それでは、これより議事に入る。ここからは、堀委員長が進行を務めさせていただく。では、委員長よろしく願います。

**【堀委員長】**

それでは、本日の協議内容については3点ある。第1に「いじめへの対応について」、第2に「いじめ防止研修リーフレットの改定について」、第3に「練馬区いじめ問題対策方針の改定について」である。それでは、こちらについて、事務局より説明をする。

**【事務局】**

いじめへの対応について、資料1、2、3について私から説明をさせていただきます。

第1回会議にて説明したが、各学校園においては、軽微ないじめも見逃すことないよう、いじめの認知が浸透してきている。

今後、事務局としては、各学校園がいじめの疑いのある事案が発生した場合やいじめ重大事態が発生した際に、組織的かつ法に合わせた適切な対応が行われるよう「いじめ対応フローチャート」および「いじめ重大事態に関わる対応フローチャート」の作成・周知を検討している。その原案を第1回にて示した。

資料1および資料2は、本会の委員の方々や、各学校の生活指導担当教員からいただいた意見を踏まえて修正したものである。修正箇所は、赤字にて示している。

また、いじめの組織的対応の核となる「学校いじめ対策委員会」を確実に機能させていくために、「学校いじめ対策委員会」の説明資料として資料3を作成した。

この3点の資料について御意見をいただき、修正したものを令和6年度に各学校に周知したいと考えている。事務局からは以上である。

【堀委員長】

ただいま事務局から御説明を申し上げた。幼稚園から何かあればお願いします。

【委員】

幼稚園では、まずは気になる幼児の様子、幼児の日々の言動について、管理職・教職員が情報を共有するということが大きな前提である。また、幼稚園では「いじめの芽」と呼んでいるが、いじめにつながるような行為や言動があった場合には、教職員が見逃さずに担任や管理職に伝えるということを徹底させている。以上である。

【堀委員長】

それでは、小学校からお願いします。

【委員】

本校では、いじめ行為の情報は担任が発見することが多い。それ以外では、休み時間の様子から、生活支援員が見付けたりスクールカウンセラーや心のふれあい相談員が気付いたりして、対応していることが多い。様々な大人の情報から子供の様子やいじめに関わる情報を得られることが多くなっている。

また、子供たちが相談できる場があるということが早期対応につながり、その後もより広い目で子供たちの対応に当たることができると思っている。教職員による素早い情報共有、そして正確で詳細な情報収集がこのフローチャートの中でも大事だと感じた。以上である。

【委員】

先ほどの委員が話した内容は、大変重要な視点である。私からは2点ある。いじめの事案については未然防止策を明確にしておくことが非常に重要である。特に、いじめ事案では、教職員の人権感覚に対する若干の課題を感じることもあり、日頃からの人権感覚の向上が必要であると感じている。

もう一つは、児童生徒の学習環境を整えることである。教職員は、日頃からの児童が安心して生活できる学習環境を調整していく必要があると考えている。

それから、いじめ事案が深刻化する例としては、やはり組織的な対応を日頃から行っていないことによる問題が大きいと感じている。情報共有の重要性は、教職員全員が知っているのだが、共有不足だったり単独で行動してしまったりと教職員同士で齟齬が生じてし

まうことで、その後の対応に大きな影響が出る場合がある。こういう場合において、初期対応の重要性を感じるところである。

**【堀委員長】**

それでは、中学校に願います。

**【委員】**

私は、別紙1を見た際、考えたところがある。2の「情報の共有」の箇所について、第一報を受けた後に、学年主任、生活指導主任、管理職という流れで情報共有をしていく図となっているが、実際には様々なパターンが考えられるかと思う。区内の中学校生活指導主任と協議した際も、この矢印の通りに対応すると素早い情報共有ができないという意見があった。役職的な役割としてはこの矢印の動きが有効的だが、いただいた意見を反映した図がよいのではないかと思った。例えば情報を入手した教職員はどの教員でもいいので必ず誰かに共有し、報告を受けた学年主任、生活指導主任、管理職等は日頃から話しやすい関係性にあると思うので、すぐに管理職を含めて情報共有してもらうような図にする提案である。何か参考になったら幸いである。以上である。

**【委員】**

基本的な線は、この通りでよいと思う。今、別の委員が話したことは、学校の実際の現場では、そのように活用している場合もあるということである。フローチャートとして示す場合は、それぞれの職層の責任から考えると、この矢印の動きでよいと感じる。実際は、当然のごとく、2番目以降の職層から一度に介して情報共有をする場面もあるし、学年主任への報告・相談を後日にし、先に生活指導主任に報告・相談に行くこともある。

本校では、月に1度、生活アンケートを実施している。アンケートから入手した情報をこのような形で情報共有し、校内のいじめ対策委員会の開催前に収まる案件が多い。本当に重大ないじめ事案が起こった際は、教育指導課との連携が大切になるので、このフローチャートはこの形でよいと思う。以上である。

**【堀委員長】**

それでは、心理の立場から何かあれば願います。

**【委員】**

学校教育支援センター教育相談室は、外部からサポートする立場である。このフローチャートに関しては、先生方の御意見が第一ということで考えている。教育相談室でいじめ事案について聞き取った場合は、教育指導課と連携し、情報共有をしている。私からは以

上である。

**【堀委員長】**

それでは、保護者のお立場から何かあればお願いします。

**【委員】**

私からは2点ある。1点目は「組織的な指導・支援」の箇所についてである。ここでは「保護者へ適宜連絡」とある。保護者の感覚としては、コロナ禍を経て学校や先生方とのコミュニケーションに少し壁を感じているという意見がある。具体的には、進路や生活指導上の問題があった場合のやり取りの際に、どのような学校に伝えればいいのかということ等である。保護者としても、進路に関する些細な質問等を先生に聞きにくいという相談を受けたことがあった。案件がいじめであれば、よりプライベートな内容になるので、一部の保護者にとってはより強い抵抗感も示す場合もあるかもしれない。学校には、様々な保護者が話しやすい雰囲気を意図的につくってもらえると助かる。

もう一点は「関係児童生徒への指導・支援」の箇所についてである。最近、学級の荒れが話題になることが多い。我が子の学校でも臨時的学年集会があった。保護者間同士も連携しているが、聞いた話によると、当該学級は授業崩壊気味になっているとのことである。荒れている児童も、例えば親が構ってくれない寂しさや様々な要因を抱えている場合が多いため、荒れている児童だけの問題ではないなというところが少し見えてきている。その中で、特定の児童に対して指導し、枠組みに戻そうとすると、その副作用が出てくるのではないかと思う。これは私のような素人よりも先生方のほうが詳しいかと思うが、指導というよりも支援のほうに重点を置けば加害側も落ち着き、被害側を守るような体制がつけられるのではないかと思う。実際に保護者と話してみると、もう少し子供をフォローしてあげたらいいのというような意見もある。以上である。

**【委員長】**

それでは副委員長、何かあればお願いします。

**【副委員長】**

重大事態のフローチャートのほうも併せてよろしいだろうか。

**【委員長】**

どうぞ、お願いします。

**【嶋崎副委員長】**

1点目である。今回示したフローチャートは分かりやすいものである。よい資料を作成

したというのが第1の感想である。

いじめの情報は「教師が発見する場合がある」、「子供たちから訴えがある」という内容を整理して教員同士で情報共有を図ればよいので、この視点も伝えておきたい。

先生方から意見をいただきたいいじめ認知後の情報共有のルートについては、とにかく速やかに情報を共有することが法の趣旨であるため、そのことが伝わるような表記がよいのではないかと思う。

重大事態フローチャートについて、学校で調査した内容を保護者に説明する機会が必ず発生する。その際の項目が6点ある。従って「等」を書き加えた方がよいと感じた。これは提案である。

2点目である。重大事態への対応である。本来は、学校が指導する中で「これは重大事態だ」と判断し対応を進めていくものが、法から読み取れる対応の流れである。また、保護者から重大事態の申出があった場合は重大事態として対応しなければならない。現雑には、この動きが広がっている。これの箇所について書き込むか、書き込まないかは議論が必要である。

実際には、保護者から教育委員会への訴えが非常に多いが、この部分を記載しないと誤解を受けるといった心配があるのであれば、それはそれで結構である。

それと、学校主体で実施する調査が非常に大変であるが、一昨年までは約90%が学校主体を行っている。約10%については自治体が行う調査であった。このときに、今回の提案では、学校への公平・公正の担保するために、スクールロイヤーの介入が多くなっている。私は、スクールロイヤーは様々なことを知っているため適任だと思うが、一方で教育委員会が雇っているスクールロイヤーが本当に公平・公正な立場であるのか、という問題が各地で起こっている。であるため、そのあたりが公平公正な立場であることを明確に示しつつ、体制をつくっていただければよいと思っている。以上である。

#### 【委員長】

それでは、これについて協議をさせていただきたい。

委員の皆様方からいただいた意見をまとめると、いじめが発生した際にはスピーディーに対応することが共通した意見であった。今回、別紙1のフローチャートにおける報告の流れについて、職層順に報告をしていく点について、対応のスピードが少し鈍いような感じがするという意見があった。実際は、情報を入手した人物がその状況に応じて迅速に対応していくが、フローチャートのように職層順に並べてしまうと時間がかかる気がする。

それから、いじめの対応について対応が遅れたというような事案の場合、どのような理由で対応が遅くなったのかが問題である。例えば、校内での情報共有が不十分だったのか、それとも案件事態を軽く考えてしまった結果だったのか、様々な場合がある。対応が遅れてしまい、死亡事例として発展したケースもあるのが現状である。

副委員長から意見をいただいたスクールロイヤーについて、これは区で任用した者になってしまうため、どうしても行政寄りという印象を与えてしまう。保護者にしてみると、御指摘のような思いを抱いてしまう場合があることを認識する必要がある。

では、この件については、自由にお申出いただければ、御発言をお願いする。

(発言等なし)

それでは、ないようであれば、このいじめ対応フローチャート(案)、別紙1についてはこのとおりにさせていただいて、ただし、例えば、教職員がを見つけ、学年主任、生活指導主任、管理職というルートが実際あるが、もう同時に情報を入手した段階で、情報の共有は速やかにやるというような意味で、これは記載をしているというふうに理解をして、このフローチャートの案でよろしければ、確定とさせていただきたいと思う。

それでは、次に、協議2「いじめ防止研修リーフレットの改定」についてである。

これについて、事務局から御説明申し上げる。

【事務局】 資料4「いじめ防止研修リーフレットの改定について」を御覧いただきたい。

前回の本会議にて、令和3年度から活用しているいじめ防止研修リーフレットの事例について、委員の皆様から御意見をいただいた。今後、いじめ防止研修リーフレットの改訂を計画していきたいと考えている。

資料の1、現行の研修資料についてである。現行のリーフレットは8ページ構成となっている。研修時に活用できる事例として6事例掲載している。また、この6事例は、いじめ防止等の対策を推進する6つのポイントと併せて考察できるような仕組みとなっている。続いて、改定版に掲載する事例についてである。今後、掲載をしていく事例については、学校現場で活用しやすいものとしていく必要がある。

資料の2、掲載する事例 を御覧いただきたい。本データは令和4年度問題行動等調査における練馬区の結果である。小中学校ともに冷やかしかからかい、悪口、脅し文句、いやなことを言われるが、多い結果となっている。また、仲間はずれ、集団による無視をさ

れる、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるが増加傾向である。

続いて、資料の3、発行物についてである。令和3年度は全教職員に対して、本資料を配布した。令和4年度からは、校務支援システムの書庫に研修資料データを格納し、各校の状況に応じて御活用いただいているところである。

本日は、このいじめ防止研修リーフレットの改定に伴い、事例内容や、資料の形態など、様々な御意見をいただければと思っている。事務局からは以上である。

**【委員長】**

ただいま御説明申し上げた、私、ちょっと不慣れな点で申し訳ないが、先ほどは、いじめ対応フローチャート（案）、別紙1のみ御認定をいただいたが、一方で、この資料2と資料3について、御協議いただくのを失念してしまい申し訳ない。

このリーフレットについてのまず御協議をいただいて、その後、改めて、資料2と3の御協議をいただきたいと思う。

それでは、ただいま事務局から説明があった、いじめ防止研修リーフレットの改訂について、冒頭に申し上げたように、幼稚園、小学校、中学校、心理士、それから保護者の代表の方、御意見をいただきたい。

それでは、幼稚園からあれば、願います。

**【檀原委員】** フローチャートのほう、特に問題ないと思う。ありがとう。よろしく願います。

リーフレットのほうである。いじめに対する事例の案のほう、見させていただいた。前回お話があったような小さいいじめというか、見えないところのいじめについてということのお話がここの中に書かれればという話があったかと思う。そのようなところ、かなり難しい内容になるのではないかなと思うが、私たちがもう見えているいじめではなく、見える前のいじめの芽のところについての、何かしらの事例が少し加わっていただけるといいかと思っている。

それと前回お話が出ていた、確かに、写真のところでもう少し分かりやすい写真をということの話が出ていたので、そのあたりの改善もまたお願いしたいと思う。よろしく願います。

以上である。

**【堀委員長】** ありがとう。

リーフレットについてだが、現在載っている事例とはまた違ったものに、今日的な内容



について変えてもいいやという話だとか、様々な御指摘があればお願いします。

それでは、小学校から、校長先生でも主幹の先生、どちらからでも結構である。

【吉井委員】 では、私、吉井のほうがお話をさせていただく。

申し訳ない、前回お休みをしてしまったので、重複していたり少しずれていることを話していたら申し訳ない。

本校でも、C4 t hの中にあるこの資料をふれあい月間などで紹介して、未然防止編のあたりは、紹介して活用することが比較的できているかなとは思う。

ただ、ここにあるいじめの早期発見編の、いじめに関する聞き取りのポイント及び指導記録例というのがあるが、やっぱり若い先生がすごく増えてきて、聞き取りが苦手な、苦手というかあまり上手にできない先生方も増えているので、マニュアルがあればいいということではないとは思っているのであるが、参考になれば、資料とかあと何か、今後はeラーニングの活用などもというふうに出ているので、もし聞き取りの仕方とか、そういうポイントなどを示すようなものがあると助かるか、というふうには思っている。

以上である。

【堀委員長】 小高先生、ありましたらお願いします。

【小高委員】 私も今、吉井先生がおっしゃった聞き取り方法というのだろうか。

申し訳ない。聞こえるだろうか。

私も、吉井先生がお話しされた聞き取り方法というのは、先生によって上手な人とそうでない人、本校などは2人以上のチームで必ず聞き取るようにはしているが、ほかの学校の例などで、単独でやって聞き取りが重複してしまい非常に混乱を招いたとか、情報共有ができなかった、確実性がなかったとかというのがあるので、そちらのほうは具体的にさせていただけるとありがたいなというのが一つと、こちらは何なのか、全部これで網羅することは難しいと思って、これを入り口としながら、次にどう発展させていくのかということも見据えて、どこでどのように活用していくのかは、もう少し我々も検討したり、または、初任研、それから、2年次、3年次、それから生活指導主任会等の場面で、どこをどういうふうに活用するかも、今後、非常に有効活用するということは、視点として大事にしていきたいと思っておるところである。

以上である。

【堀委員長】 ありがとう。

それでは、中学校、どちらからでも結構である。

【古賀委員】 石神井西中学校、古賀である。

まず、いじめに関する6つの事例については、リーフレットにあるように、いじめ防止等の対策を推進する6つのポイントに照らし合わせてつくってあるので、内容としては、それぞれのパターン、例えば事例1だったら恐らく四角3のことを考える一つのいい事例だと思うし、事例4だったら多分四角1で、軽微ないじめを見逃さないということで、きちんとこの活用方法を知って活用すれば、物すごく深く考えられる事例なのではないかなと思ってはいる。

一つ気になるのは、事例5にある、ここ、生徒主体のいじめを許さないような土壌づくりだと思うが、私、昨年もこの会議に参加をさせていただいたときに、いじめをゼロにするというすごく高い理念を教育長先生は持っていらっしゃるのをお話を聞いて、感じたところではあった。ただ、撲滅ということはこの事例なんかで使うことで、逆に、ゼロにしなければならないという使命感から、教員がなかなか相談しにくくなってしまうこともあるのかと思って、例えばだが、いじめを許さない何とかとか、そういうあえて撲滅という言葉を使わなくても、許さないとか、いじめを早く助けようとか、そんなことでもいいのかというのを個人的には今考えたところである。もちろんゼロにするのは目指してはいるが、ちょっと一つの意見として伝えさせてほしい。

以上である。

【竹内委員】 練馬東中学校校長、竹内である。

基本的には、私のほうは、よくさすがに練ってきちっとつくってきているものなので、いいリーフレットかなという感じに思っている。改善についても、ちょっといろいろと見たが、大体最新のものは網羅されているので、いいのかというような。後ろが一番大事ないじめ発見のチェックシートなので、経験の浅い教員でもこういうところをないかなんていうのも、ぱっと見やすいようになっているので、大丈夫かなというような形に思う。

以上である。

【堀委員長】 ありがとう。

それでは、戸張委員、あればお願いします。

【戸張委員】 学校現場の先生方が一番使いやすいことが第一だと思っている。あとは、eラーニングの活用というのがいいなと拝見して思った。1回で終わらず繰り返しやっていただけると裾野も広がるし若い先生方がという話もあったので、経験値が上がっていくかなと思って拝見した。

以上である。

【堀委員長】 ありがとう。

それでは、入江委員お願いします。

【入江委員】 私もこの内容については、特にコメントする場所はないが、1点だけ保護者側としても、実は、取扱いがなかなか悩ましいのはSNSの関係で、もうLINEなんかはほとんどのお子さんが使っていて、クラスLINEもできているというようなことが、ほとんどと言うと言い過ぎか、中学校だとあるのだが、なかなかその中のトラブルであるとかコメントの多さで、少し辟易としているというような話も聞く。

このあたり、多分、我々と同世代の先生もいらっしゃるの、SNSをどういうふうに指導していくかというのは、既に工夫されているし、非常にお悩みのところも多いかなと思うので、ぜひ教育委員会の皆さんのサポートもしていただいて、我々も何か協力ができたらと思うので、引き続きどうぞよろしくをお願いします。

以上である。

【堀委員長】 ありがとう。

それでは、嶋崎副委員長、何かあればお願いします。

【嶋崎副委員長】 いやもう、またまたよいしょになってしまうが、これも本当によくできていると思う。非常に使い勝手がいい。先ほど1つ、1つだけちょっとコメントさせていただくと、例えば聞き取りなんかで具体的な方法がちょっとあるといいかななんてお話があったが、そうであろう。例えば神奈川県なんかを読ませていただくと、たった3つである。個別で、別室で、同時にという。たったそれだけでも、何と言ったらいいのだろうか、先生方に、これだけは守らなくてはみたいなのがあると、とてもいいと思う。ただ、事例自体はとてもいいのが載っているの、これでいいのではないかといふふうに思っている。

ありがとう。

【堀委員長】 ありがとう。

それでは、皆様方から御意見いただいたところもある。

例えば、新任の教員が結構いる学校もあつたり、また、そういうようなこともあるので、もう少しこのいじめの未然防止編、早期発見編、対応編については、もう少しかみ砕いてそしゃくして、分かりやすく解説をするようなコメントがあつたほうがいいのではないかという御意見。

それからまた一方で、このいじめ撲滅、不登校は残念ながらゼロにはならないが、いじめはなんとかゼロにしたいという思いはあるが、一方で撲滅という語感が、結構重厚な感じがする。そういうようなことがあるので、さすがにこの事例として掲げるには少し、語感が強いかなというような御指摘もあった。

それから事例については、様々ある。保護者のいわゆるカスタマーハラスメントみたいなところも、事例6に掲げてあったり、各学年に合わせて事例が抽出されているが、その事例そのものだとか、ただいまあった用語の定義だとか、それから参考資料として、各学校で、特に経験の浅い教員でも使いやすいようなところ、そういうようなところがあるかと思うが、何かあれば、挙手で御意見を頂戴したい。

御意見等はないようであるので、ただいま各委員からお申出のあった件について、事務局によろしければ御一任いただいて、皆様方の御意見に沿うような形の、修正加筆等を行いたい、そのやり方でよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

【堀委員長】 では、よろしければそのようにさせていただく。

御趣旨を踏まえて、このリーフレットの作成をさせていただきたいと思う。

それでは、戻って申し訳ないが、資料2と3について、改めて御協議をいただきたいと思う。

資料2は、いじめ重大事態に関わる対応フローチャート。先ほどのものは一般的なフローチャートだが、これは重大事態に特化したものである。それから、資料3は、学校いじめ対策委員会とはということで、対策委員会についての、いわゆるこの説明をした横長のものである。

この資料2と資料3について、それでは、先ほど嶋崎副委員長からは、いじめフローチャートについてコメントをいただいたが、改めてあるようだったら、各幼稚園から御意見を頂戴したいと思う。

【檀原委員】 こちらのほうでは特にはない。

【堀委員長】 小学校から、どちらからでも結構である。

【小高委員】 私からも特にこのあたり大きくということはない。

以上である。

【吉井委員】 吉井からも特にはない。

【堀委員長】 ありがとう。それでは、中学校どちらからでも結構である。お願いします

る。

【古賀委員】 資料2については特にはない。

資料3については、これまでこういうどーんと定義をしていただいたりだとか、全体像の分かりやすい資料がなかなかなかったの、すごくいいかなと思う。議事録のところを作成するとあるので、ちょっとどの程度のものの議事録なのかが、結構学校によって差が出てきてしまうのかというのは、一つ考えたところである。

以上である。

【竹内委員】 僕も特に大きくはここについてはないので、ここまで行ったときには、本当に本腰を入れるパターンだなというのがよく分かる。指導科等も見て、なので、多分、今、古賀先生も言われたが、この重大事態における議事録は相当多分細かくこれは書くのかと思うが、ここで止まってしまうようなものであるならば、多少の部分があるのかと思うが、色もつけてあるので、見やすいと思う。

以上である。

【堀委員長】 ありがとう。

それでは、戸張委員お願いする。

【戸張委員】 特段ない。学校現場で有効に使えるものであるかなと拝見した。

以上である。

【堀委員長】 それでは、入江委員、お願いする。

【入江委員】 入江からも、特に申し上げる必要はない。ありがとう。

【副参事】 申し訳ない、教育振興部副参事の風間である。

副委員長の前に一つ議事録のお話が出たので、ちょっと私たちの考え方も含めて、御説明をしたいと思っている。

御存じのとおり、昨年3月、令和5年3月に文部科学省のほうからいじめ重大事態の報告ということについて通知が出された。今後、重大事態の報告は、文部科学省に必ず報告することということで、この背景には恐らく重大事態認定をためらうがために、対応が非常に重篤化して遅きに失したような、そういったような部分というのがあるのではないかとかそういう懸念から出された通知かというところと理解している。

私たちもこのあたりは非常に重く受け止めていて、いじめ防止対策推進法の28条の1項、このフローチャートのほうにも示させていただいているこの事案、これが、多くのいじめで、これは該当する可能性があるのではないかというところなのである。

実態として、いじめ重大事態に認定されるか、されないかで、今までの考え方でいくと、もう非常に重大事態というのは本当に重大なことなので対応は重くなる、これ、重大事態は必ず区長にまでの報告というのは、法に基づいて行うというところで義務づけられているところであるので、とても重大事態認定するかしないかというところで、ためらっているうちに対応が重篤化してしまったり、それからその調査について保護者に不信感を持たれてしまったがために第三者調査を要求されるとか、そういったような事案というのが多分全国的に多くあるんじゃないかなと、我々もそのような事案というのは抱えているところである。

できれば、私たちとしても、学校に負担をかけないように、かつ、法にのっとった対応を適切に行っていただきたいという、そういった思いがある。

その際に必要なことが、先ほど出ていた議事録の記録の部分、学校の実態としては、やはり会議をして生活指導の情報を共有する中で、詳細な記録というのはなかなか残しづらいというところはあるのかもしれないが、殊にいじめ等に限って、いじめに限って言えば、やっぱり法に基づいて対応する際には、やはり詳細な記録というのはつけていただきたい。具体的に言うと、いつ、何時に、どのようなメンバーで、誰が出席して、どのような報告が行われ、どんな対応、指示があったのか等、そういったことを記録していただくことで、しっかりと対応ができているというようなことになると思う。

実際にあった事例で言うと、そういったことを、いじめの対策委員会を開いたとか、調査したと、その事実だけが上がっていて、じゃあ議事録はどうしたかというところで、それが残っていないという事例があるのが現実である。

それが、学校の今までのことかというと、そういうところもあったんだろうなというのは、私も教員出身だがそれはよく分かるので、ただ今後、そういった記録も含めてしっかりとやっていただきたいということが、対応の重篤化を防ぐという意味では、非常に大事なポイントかということで、今回それを書かせていただいたという、そのような趣旨である。

以上である。

【堀委員長】 議事録については、ただいま副参事が申し上げたとおりである。

嶋崎先生、お待たせした。ただいまの議事録の作成の仕方も含めて、この2件について、何かあればお願いします。

【嶋崎副委員長】 議事録の作成については、今、とても詳しくお話しいただいたの

で、フローチャートのこと、再度、1点だけ申し上げて、終わりにしたいと思う。

先ほど申し上げた「等」をつけようという、あれはつけていただかざるを得ないと思う。あとはもう結構かと思う。

1点だけと言ったが、せつかくのチャンスなので、もう1点。重大事態にする、しないの中で、学校さん、それから教育委員会さんが、意外と忘れてるのは、意外ではないが、目をつけていないのは、現実的に、23条における調査をして、それが、保護者側のほうも納得して、これ以上調査することはないといった場合には、重大事態に至らないというケースが最近増えている。

だから、そのあたりのところも、あのフローチャートだと必ずもうやらなければいけないになっているが、そうでないケースも実はあるのだというあたりはあるかなと思う。フローチャート自体は、先ほど申し上げたように、「等」だけを入れていただければ、もう十分である。

ありがとう。

【堀委員長】 ありがとう。

いじめ重大事態等に関わる対応フローチャートということと、ただいま先生からお話のあった重大事態に至らないで解決するというようなケースもあるということについては、こちらとしても肝に銘じておきたいと思う。

【副参事】 調査方針「等」ということか。ここに「等」。

【嶋崎副委員長】 そうである、調査方針。なるほど。真ん中のところの「被害および加害保護者への調査方針等の説明」というところである。そこだけである。

【堀委員長】 では、タイトルは大丈夫なのか。分かった。

それでは、ただいまの件については、資料2と資料3について、これで御承認をいただいたということによろしいか。

(「異議なし」の声あり)

【堀委員長】 ありがとう。そのようにさせていただく。

次に、協議の3番目「練馬区いじめ問題対策方針の改訂について」である。

事務局より御説明申し上げます。

【事務局(石村)】 私から「練馬区いじめ問題対策方針の改訂について」説明をする。

資料5-1を御覧いただきたい。こちらは、令和5年度と令和6年度の新旧対照表にな

っている。先ほど示したフローチャートの活用について文章を織り込ませていただいた。

また、資料５－２が実際の問題対策方針であるが、そちらに示されている赤枠部分は、本日、御承認いただいた、いじめ対応フローチャート及び重大事態のフローチャートに鑑みて、今後内容を精査して、整合性が合うように整理していきたいと考えているところを示している。こちらも、修正したものを最終的に学校等には周知を図っていききたいと考えている。

私からの説明は以上である。

【堀委員長】 ただいまの協議の三つ目であるが、ただいま協議の１番目、２番目を踏まえて、方針等で明文化したものである。お時間が１時間の約束だったので、迫っている方もおられる。今回については、各校種別等の御意見をいただかないで、何かこれについて御意見等があった方に挙手をしていただいて、御発言をいただきたいと思う。

よろしいだろうか。

（「異議なし」の声あり）

【堀委員長】 それでは、協議の１番と２番目のことを踏まえて、この対策方針案、修正が必要な箇所があれば、当方で事務局で修正をさせていただきたいと思う。これによってこの方針案、確定ということの取扱いにさせていただきたいと思う。

それでは、最後に事務局より事務連絡を申し上げる。

【事務局（四ツ目）】 最後に事務局より事務連絡を申し上げる。

本日の協議会をもって、今年度の連絡協議会は終了となる。

協議いただいた内容等については議事録を作成しているので、そちらを次年度の委員等に確実に引き継いでまいる。

今年度の委員の皆様には、様々な御意見を頂戴したことを大変に感謝申し上げます。

事務連絡は以上となる。

【堀委員長】 １年間にわたり２回、また御多忙の中、様々な書類等を御議論いただき、ありがとうございます。心から感謝申し上げます。

引き続き、次年度以降についても、全力でいじめのゼロに取り組んでまいりたいと思う。皆様方の御協力に感謝申し上げます。

以上をもって、いじめ問題等対応支援チーム連絡協議会を終了させていただく。ありがとうございます。

— 了 —